

【教育委員会臨時会】会議録

会 議 名	令和3年第2回教育委員会臨時会		
事 務 局	教育指導部教育政策課		
開催年月日	令和3年3月31日（水）		
開催時間	午後3時00分 ～ 午後3時25分		
開催場所	教育委員会室		
委員の出席	定野 司 教育長	浅井 えり子 委員	河本 孝美 委員
	近藤 俊明 委員	小関 朝之 委員	
出席説明員	荒井 広幸 教育指導部長	森 太一 教育政策課長	宮本 博之 学校運営部長
	臺 富士夫 学校施設課長	松野 美幸 子ども家庭部長	川口 真澄 待機児対策室長
	櫻井 健 待機児ゼロ対策担当課長	楠山 慶之 教育相談課長	
書 記	秋元 康裕 教育政策担当係長	脇本 達朗 教育政策担当係長	岡元 健生 教育政策担当係員
欠 席 者	<p>田巻 正義 学力定着推進課長 志村 昌孝 小中連携教育担当課長          吉川 正 教育指導課長 本岡 寛子 教育改革担当部長          森田 剛 学校支援課長 半貫 陽子 学務課長          田中 靖夫 学校改築担当部長 菊地 崇 子ども政策課長          古川 弘雄 子ども施設指導・支援担当課長 島田 裕司 子ども施設運営課長          安部 嘉昭 子ども施設入園課長 下河邊 純子 青少年課長          上遠野 葉子 こども支援センターげんき所長 門藤 敦良 支援管理課長          高橋 徹 こども家庭支援課長 土田 浩己 生涯学習振興公社局長</p> <p>※コロナウイルス感染症拡大防止のため、出席説明員を必要最小限とした。</p>		
傍 聴 者	0名		
会議次第	別紙のとおり		
資 料	別紙のとおり		
そ の 他			

令和3年3月31日

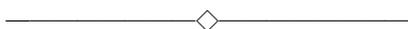
## 第2回足立区教育委員会臨時会

午後3時00分開会

○教育長 それでは、ただいまから本年第2回足立区教育委員会臨時会を開会いたします。

本日の出席委員数は定足数であります。よって会議は成立いたします。

それでは、これより審議に入ります。



初めに、会議録署名員の指名をいたします。本日の会議録署名員に河本委員、近藤委員をご指名しますので、よろしくお願いたします。

それでは、日程第1、第12号議案を議題といたします。  
教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第1、第12号議案「足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第12号議案について荒井教育指導部長から説明をお願いします。教育指導部長。

○教育指導部長 それでは、お手元の資料4ページを御覧ください。第12号議案の説明資料でございます。

教育委員会事務局の組織改正に伴いまして、表記規則の一部を改正する議案でございます。

主な改正内容についてでございますが、まず、教育指導部につきましては教育改革担当部の廃止、及び一部職名の変更に伴います規則の一部改正。

学校運営部につきましては、学校施設課廃止、及び学校施設管理課の新設に伴います規則の一部改正。

子ども家庭部につきましては、私立保育園課の新設、及び待機児対策室長の廃止に伴う規則の一部改正でございます。

規則の新旧対照表につきましては5ページ以降につけてございます。

令和3年4月1日からの施行でございます。ご審議のほど、よろしくお願いたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。

第12号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑はありますか。

近藤委員。

○近藤委員 私立保育園課を新しく設置したということですが、これは既存の部署を新たに命名してつくりかえたというようなことでしょうか。それとも、全くの新設でございますか。

○教育長 待機児対策室長。

○待機児対策室長 まず、待機児対策室を廃止した関係で、その中にございます私立保育園の部署を担当していた子ども施設整備課が子ども家庭部という形で組織を変えまして、なおかつ区民から見ても、ここの運営は何をやっているのか分かるような名称に変更することとなりました。

ほかのところは「子ども」という形の名称を残してしまいますけれども、保育園のところに関しては「私立保育園課」という形で名称変更をさせていただいたところがございます。

○教育長 よろしいですか。

○近藤委員 分かりました。

○教育長 新しい仕事が増えたわけではないということで、ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。

小関委員。

○小関委員 前回、前々回もお話ししている内容と重なってしまうのですが、新設で、教育政策課の中の4番のICT教育の推進に関することですが、来年度もそれ以降も、このICT教育に関してはとても力を入れていかなければいけない内容だと思います。

係としてあるのだとは思いますが、やはり大きな期待がかかりますので、優先的な役割を担うような担当課の形でやってもらえるとありがたいなと思っています。

次年度は難しいと話を聞いておりますけれども、ぜひそれはお願いしておきたいと思います。

○教育長 議会からもそういったご意見頂いているので、議会でも議論した上で考えていきたいと思っています。

ほか、いかがですか。どうぞ、小関委員。

○小関委員 学力定着推進課の4番目の「エビデンスに基づく教育に関すること」ということで、根拠に基づいたということだと思いますが、学力検査の分析等で学力向上を図っていくということは分かるのですが、エビデンスに基づく教育に関することというのは、どんな内容のことなのか教えていただきたいと思っています。

○教育長 教育指導部長。

○教育指導部長 ただいまのご質問ですけれども、この「エビデンスに基づく」という部分が、以前に大学の教授数名によるグループで、私どもの学力関係のデータを加工した上でお渡しをして研究をしていただいていたといったような経緯がございまして、そちらの関係の仕事を総称してこの「エビデンスに基づく」という形で表現をさせていただいているところです。

まだ、当該大学教授グループのほうの研究活動が続いているというようなことも伺っておりますので、そちらへの対応ということで、その分掌事務をそこにプラスさせていただいているところがございます。小関委員がおっしゃるとおり、学力調査の結果に基づいて内容を分析して、次の学力施策に生かしていくというところは、それはそれで別途取り組んでいかななくてはならないことですので、そこは学力定着推進課がメインとなってやっていくというような建てつけにはなっております。以上です。

○教育長 よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。

ないようですので、これで第12号議案「足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に、日程第2、第13号議案を議題とします。教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第2、第13号議案「足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第13号議案について荒井教育指導部長から説明をお願いします。

教育指導部長。

○教育指導部長 それではお手元の資料11ページ、第13号議案の説明資料を御覧ください。

本来、教育委員会が自分のところの事務として処理をしなければならないもののうち、ほかの組織にお願いをしてやっていただくほうが効率的だといったような事務につきましては、規則で定めた上で補助執行の手続を取っているところがございます。

今般、資産管理部と学校運営部の組織改正がございまして、新たに施設営繕部というものが新設されてございます。

こちらの施設営繕部に補助執行を頂く事務について新たに規則で定める必要がありますので、改正規則をご提案するものでございます。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第13号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言お願いいたします。何か質疑ありますか。

近藤委員。

○近藤委員 同じような質問ばかりさせていただきますが、まず、11ページの改正の理由の第1行目です。「施設営繕部が新設され」と書いてあるのですが、なぜ、施設営繕部というのが新設されたのかということをお聞かせいただけましたらと思うんですけれども。

○教育長 学校運営部長。

○学校運営部長 この部の新設の背景には、例の事件があったということでございます。

そういったことを二度と起こさないようにするために、もっと効率的な、効果的に業務を執行できるような体制を組もうというのがこの狙いでございます。

学校施設の改修・改築、あるいは維持管理。これだけではなくて、区全体の建物を総合的に所掌する部を設けて、職員、あるいは財源を集中してスケールメリットを産んでいくということと。

もう一つは、今、学校施設、かなり膨大な業務ではございますけど、これを1人の課長でやっていた。これを、今度、部を設けて3課に分散させ、さらにその係編成もかなり細かく、1人の係長に対して職員を4人、5人とし、係長がスパンを狭くして、職員をきちんと丁寧に見ていこうと。これが施設営繕部の創設の理由でございます。

○近藤委員 分かりました。

○教育長 20年前は施設の営繕部隊で一元的にやっていた時代があって、それを教育委員会のほうに施設営繕部を設けて営繕課を持ってきたと。しかし、20年後には元のさやに戻るというような動きがあったというわけです。

○近藤委員 分かりました。ありがとうございます。

○教育長 よろしいですか。ほか、いかがでしょうか。ない

ようですので、これより第13号議案「足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に日程第3、第14号議案を議題とします。教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第3、第14号議案「足立区教育委員会公印規定の一部を改正する規則」以上。

○教育長 第14号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いいたします。教育指導部長。

○教育指導部長 では、お手元の資料17ページ、第14号議案説明資料を御覧ください。

子ども家庭部の組織改正で、子ども施設整備課が廃止されまして、私立保育園課が新設をされました。

これに伴いまして、それぞれの公印を廃止、あるいは新設する必要がございますので、公印規定の一部を改正するという議案でございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第14号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。何か質疑ありますか。

ないようですので、これより第14号議案「足立区教育委員会公印規定の一部を改正する規則」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に日程第4、第15号議案を議題とします。

教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第4、第15号議案「令和2年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」以上。

○教育長 第15号議案について、荒井教育指導部長から説明をお願いします。教育指導部長。

○教育指導部長 それでは資料20ページ、第15号議案の説明資料のほうを御覧ください。

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条の規定で、毎年教育委員会の事務について点検・評価を行い、教育委員会の議決を経た上で議会に報告・公表すべきという定めがございます。

今年度につきましては、教育委員の皆様既に当区の不登校対策支援事業について御覧を頂きまして、ご評価を頂き、ご意見を賜ったところでございます。

賜りましたご意見につきましては、別冊のほうに取りまとめさせていただいておりますが、そうした中で議決を頂きたいということで、今般議案を提出したところでございます。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○教育長 ただいま説明がありましたので、これより本案の審議に入ります。第15号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、ご発言をお願いいたします。

何か質疑ありますか。近藤委員。

○近藤委員 1の(1)ウの黒点の3つ目、「多くの教員が不登校を予測できる技能を学ぶ必要がある」というふうに書かれておりますけど、これは私が書きましたことを簡潔にまとめてくれたのだと思います。

このままでは分かりにくいと思いますので、一言ご説明をしたいと思います。

不登校を予測できる技能を学ぶというのは、この子が学校を休みそうだなということを、先生がセンシティブにキャッチする、分かるようになっておくと、保護者の方とお話をしたり、本人のカウンセリングをすることで、不登校になってからこの子を学校に戻すよりも時間が短くて、きっとその子のためにもなるということです。

一旦休みだしたら何カ月、または何年もというレベルの子が結構多いのです。ですから、なりそうなところで抑えて、うまく2日に1回、3日に1回でも来るようにして徐々に元に戻していく。そういった方法を取ったほうが効果的だということを申し上げます。

そのために使う質問書なども、以前ご紹介させていただいたというものです。以上です。

○教育長 ありがとうございます。今のご発言はきちんと議事録に残させていただきますので。ほか、いかがでしょうか。河本委員。

○河本委員 不登校対策におけるという形で教育委員のほうで評価・点検はさせていただきましたが、評価委員会の中の評価の(イ)の部分、「予算計上の妥当性がCと評価され、事業の見直しを求められた」という一文がありますが、具体的にどんな事業がどう評価されたのかをお聞かせいただきたいと思います。

○子ども家庭部長 居場所をつくっておりますが、そのところに実質的になかなか参加されている方がいないとか、有効に機能していないのではないかなというようなご意見を頂戴しております。社会情勢やニーズ等の変化を踏まえていない、財源や人材が効率的な配分等ができていないということで、Cとなっている状況でございます。

○教育長 よろしいですか。不定期に部屋を設けて、これに青少年を集めるというか、居場所をつくっているのですけれども、やはり不定期だからなかなか集まらないよねと。もう、ほとんどの子どもたちが集まれない状況なので、費用対効果についてはどうなのということを審議されると。これについて次年度以降見直していかないとけないということでございます。

○教育長 ほか、いかがでしょうか。よろしいですか。  
ないようですので、これより第15号議案「令和2年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。

次に日程第5、第16号議案を議題とします。教育政策担当係長。

○教育政策担当係長 日程第5、第16号議案「足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について」以上。

○教育長 第16号議案については事務局幹部職員の人事に関する件ですので、私から説明をさせていただきます。21ページを御覧いただきたいと思います。

発令日4月1日ということで、最初に荒井広幸参事については、就学前教育推進課長の事務取扱を命ずるというものであります。

それから、学校運営部長に環境部長の川口を命ずる。それから、子ども支援センターげんき所長の上遠野を子

も家庭部長に命ずる。それから、現在福祉部の親子支援課長の橋本を子ども家庭部こども支援センターげんきの所長に命じます。

22ページに行ってください、新しい教育指導課長に江戸川区の八尋。それから、学校施設管理課長、少し名前が変わりましたが、施設管理部の副参事、現在本庁舎改修担当の浅見を持ってくる。

それから、学務課長に現在中央図書館長の飯塚。それから、私立保育園課長には現在子ども家庭部の待機児ゼロ対策担当の兼務を命ずるということになります。

それから、教育改革担当部長の本岡が文科省へ戻るということです。

23ページに行ってください、現在の宮本学校運営部長は、福祉部高齢者推進室長。それから、学校改築担当部長の田中は都市建設部の参事ということで建築安全課長、建築審査課長の事務取扱ということになります。

それから、松野子ども家庭部長については総務部長へ転出。吉川教育指導課長については中野区へ転出。臺学校施設課長については施設営繕部の東部地区建設課長に転出。それから、半貫学務課長については衛生部のデータヘルス推進課長へ転出。

以上の人事異動を行います。以上になります。

これより、本案の審議に入ります第16号議案について、ご意見、ご質問がありましたら、何か意見ございますか。よろしいですか。

ないようですので、これより第16号議案「足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について」を採決いたします。本案は原案のとおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

(挙手全員)

○教育長 挙手全員であります。よって、本案は原案のとおり議決することにいたします。その他何かございますか。ないようですので、それでは、本日の審議はこれで全て終了いたしました。

さて、皆様ご承知のとおり、浅井委員が本日をもってご退任されます。ここでご挨拶を頂きたいと思います。浅井委員、よろしくお祈りします。どうぞ。

○浅井委員 4年間、本当にお世話になりました。私自身が教育委員として本当にお役に立てたのかなという、すごく

自信がないような結果なのですけれども。そういう意味では皆さんにも本当にご迷惑をかけたことが多かったんじゃないかなと思います。本当にお世話になりました。

ただ、私自身、個人的には足立区民でありながら、足立区のことをあまりにも知らな過ぎていて、この4年間いろいろな意味で足立区のことを知ることができたことは、すごく貴重な体験をさせていただいたかなと思っております。

私自身、これからも足立区にずっといますので、また何らかの形で皆さんと関わることもあるかと思っております。その時にはぜひよろしく申し上げます。

○教育長 ありがとうございます。浅井委員には本当に4年前に東京オリンピック・パラリンピックが来るのでぜひにと。後進の指導とか幾つもあって、なかなかそういう日程が取れないよというのを、本当に無理を言ってお願いしまして、東京オリンピックまでにあれやろう、これやろうといろいろ企画していたのですけれども、2020オリンピックが1年延期ということになってしまって、本当に申しわけないことをしたなと思っていますところでは。

ただ、今のお話のように区民でいらっしゃるし、退職した、あるいは現職の行政委員が集まる会などもありますので、ぜひ、そういう場でもそういったご発言を頂いて、これからも子どもたちの教育のためにご指導いただければありがたいなと思っています。

先生が車も使わずに走って全校を回ったというのが、これも伝説になるのではないかなと思いますし、本当にありがとうございました。

次があって、実は、私も本日をもって退任することになりました。

私は2期6年務めさせていただきました。新しい教育委員会制度というのができて、初めての教育長ということでそれまでは教育委員を兼ねていたわけですがけれども、そういうのがない独立した教育長ということで、皆さんとこうやって議論しながら教育委員会をリードしていくという仕事をしました。

それまで教育委員会に一度もいなかった私が6年も務められたというのは、本当に奇跡的なことでありまして、これはもう一重に教育委員の皆さんのご支持、ご支援があったことだからだと思っています。本当にありがとうございます

ございました。

私もこれからどうするのだと言われそうなのですけれども、何かやるというよりは、子どもたちのために何かできることがないかなというようなことを探してみたいなと思っています。

そういった意味で、これから後任の教育長を支えてぜひ子どもたちの学習環境がますます充実するようにお願いをしたいと思っています。

本当に長い間ありがとうございました。また今後ともよろしく申し上げます。

その他、何かございますか。よろしいですか。

ないようですので、以上をもちまして本年第2回足立区教育委員会臨時会を閉会いたします。お疲れさまでした。

午後 3時25分開会

令和3年第2回  
足立区教育委員会臨時会

日時 令和3年3月31日 水曜日 午後3時00分開議  
会場 教育委員会室

1 議事日程	頁
日程第1 第12号議案 足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則……	2
日程第2 第13号議案 足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則……	9
日程第3 第14号議案 足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則……	16
日程第4 第15号議案 令和2年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について……	19
日程第5 第16号議案 足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について……	21

## 第 1 2 号議案

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則  
上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則

足立区教育委員会事務局組織規則（平成 1 2 年足立区教育委員会規則  
第 4 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の見出し中「分課等」を「分課」に改め、同条第 1 項中「及び  
第 4 条第 2 項に規定する室長の担任する課」を削り、「課等」を「課」  
に改め、同項の表学校運営部の部中「学校施設課」を「学校施設管理課」  
に改め、同表子ども家庭部の部子ども施設運営課の項の次に次のように  
加える。

私立保育園課

第 2 条第 1 項の表待機児対策室長の部を削り、同条第 2 項中「課等」  
を「課」に改める。

第 3 条の見出し中「及び担任事務」を削り、同条中「前条第 1 項の部  
の分掌事務、次条第 2 項に規定する室長の担任事務及び課等の分掌事務」  
を「前条第 1 項の部及び課の分掌事務」に改め、同条の表教育指導部の  
部教育政策課の款中 6 の項を 7 の項とし、5 の項を 6 の項とし、4 の項  
を 5 の項とし、3 の項の次に次の 1 項を加える。

4 ICT 教育の推進に関すること。

第 3 条の表教育指導部の部学力定着推進課の款 4 の項中「小学校外国  
語活動アドバイザー及び小学校外国語活動スーパーバイザー」を「英語  
教育アドバイザー及び英語教育スーパーバイザー」に改め、同項を同款  
5 の項とし、同款 3 の項の次に次の 1 項を加える。

4 エビデンスに基づく教育に関すること。

第3条の表学校運営部の部4の項を削り、同部中5の項を4の項とし、6の項を5の項とし、同部学校施設課の款を次のように改める。

学校施設管理課

- 1 区立学校の設置及び廃止に関すること。
- 2 教育委員会（子ども家庭部を除く）の所管する教育財産の管理に関すること。
- 3 区立学校の所掌事項に関する契約のうち、教育長の権限に属するものに係る支出事務に関すること。
- 4 区立学校の適正配置に関すること。

第3条の表子ども家庭部の部子ども施設運営課の款の次に次のように加える。

私立保育園課

- 1 私立認可保育所に関すること。
- 2 保育士確保・定着対策に関すること。
- 3 私立認可保育所の整備に関すること。

第3条の表待機児対策室長の部を削る。

第4条第2項を削り、同条第3項を同条第2項とし、同条第4項中「（第2項の室長を含む。以下同じ。）」を削り、同項を同条第3項とし、同条第5項を同条第4項とする。

第6条第2項中「課等」を「課」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

（提案理由）

教育委員会事務局の組織の改正に伴い、規定を整備する必要があるもので、この規則案を提出いたします。

# 第 1 2 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	<p>教育委員会事務局の組織改正に伴い、以下のとおり足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する。</p> <p><b>1 主な改正内容</b>（詳細はP 5～8 の新旧対照表のとおり）</p> <p>（1）教育指導部</p> <p>教育改革担当部廃止に伴い、第 3 条の教育政策課の分掌事務に「4 ICT教育の推進に関すること。」を追加するとともに、同条の学力定着推進課の分掌事務に「4 エビデンスに基づく教育に関すること。」を追加する。</p> <p>また、第 3 条の学力定着推進課の分掌事務の「4 そだち指導員、教科指導専門員、小学校外国語活動アドバイザー及び小学校外国語活動スーパーバイザーに関すること。」を「5 そだち指導員、教科指導専門員、英語教育アドバイザー及び英語教育スーパーバイザーに関すること。」に改める。</p> <p>（2）学校運営部</p> <p>学校施設課廃止に伴い、第 3 条の学校運営部の分掌事務から、「4 学校施設の維持管理及び更新に関すること。」を削除するとともに、第 2 条および第 3 条の「学校施設課」を削除する。</p> <p>また、学校施設管理課新設に伴い、第 2 条および第 3 条に「学校施設管理課」を追加する。</p> <p>（3）子ども家庭部</p> <p>私立保育園課新設に伴い、第 2 条および第 3 条に「私立保育園課」を追加する。</p> <p>また、待機児対策室長廃止に伴い、第 2 条および第 3 条の「待機児対策室長」を削除するとともに、第 4 条の「2 子ども家庭部に待機児対策室長を置く。」を削除する。</p> <p><b>2 施行年月日</b></p> <p>令和 3 年 4 月 1 日から施行する。</p>
今後の方針	

足立区教育委員会事務局組織規則の一部を改正する規則新旧対照表

改正前	改正後
<p>第1条 (省略) (部の設置及び分課等)</p> <p>第2条 事務局に次の部を置き、部の分課及び第4条第2項に規定する室長の担任する課(以下「課等」という。)は次のとおりとする。</p> <p>教育指導部 教育政策課 学力定着推進課 教育指導課 就学前教育推進課</p> <p>学校運営部 学校支援課 <b>学校施設課</b> 学務課</p> <p>子ども家庭部 子ども政策課 子ども施設運営課 <b>(新設)</b> 子ども施設入園課 青少年課</p> <p><b>待機児対策室長</b> <b>子ども施設整備課</b></p> <p>2 足立区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、足立区教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て、前項の課等に係を置くことができる。 (分掌事務及び担当事務)</p>	<p>第1条 (現行のとおり) (部の設置及び分課)</p> <p>第2条 事務局に次の部を置き、部の分課(以下「課」という。)は次のとおりとする。</p> <p>教育指導部 教育政策課 学力定着推進課 教育指導課 就学前教育推進課</p> <p>学校運営部 学校支援課 <b>学校施設管理課</b> 学務課</p> <p>子ども家庭部 子ども政策課 子ども施設運営課 <b>私立保育園課</b> 子ども施設入園課 青少年課</p> <p><b>(削除)</b></p> <p>2 足立区教育委員会教育長(以下「教育長」という。)は、足立区教育委員会(以下「教育委員会」という。)の承認を得て、前項の課に係を置くことができる。 (分掌事務)</p>

改正前	改正後
<p>第3条 <u>前条第1項の部の分掌事務、次条第2項に規定する室長の担当事務及び課等の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>教育指導部 (省略)</p> <p>教育政策課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育委員会に関すること。</li> <li>2 教育行政の基本的な政策の企画及び調整に関すること。</li> <li>3 学校教育に係る支援の全体調整に関すること。</li> </ol> <p><u>(新設)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>4</u> 事務局の調整管理に関すること。</li> <li><u>5</u> 文書及び公印に関すること。</li> <li><u>6</u> 法規及び庁規に関すること。</li> </ol> <p>学力定着推進課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基礎学力定着の推進に関すること。</li> <li>2 区立学校経営の指導・支援に関すること。</li> <li>3 学力調査・分析及び学力定着施策・事業の実施に関すること。</li> </ol> <p><u>(新設)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>4</u> <u>そだち指導員、教科指導専門員、小学校外国語活動アドバイザー及び小学校外国語活動スーパーバイザー</u>に関すること。</li> </ol> <p>教育指導課 (省略)</p> <p>就学前教育推進課 (省略)</p> <p>学校運営部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 から 3 (省略)</li> <li><u>4</u> <u>学校施設の維持管理及び更新に関すること。</u></li> <li><u>5</u> 児童・生徒の就学に関すること。</li> <li><u>6</u> 学校保健及び学校給食に関すること。</li> </ol> <p>学校支援課 (省略)</p> <p><u>学校施設課</u></p>	<p>第3条 <u>前条第1項の部及び課の分掌事務は、次のとおりとする。</u></p> <p>教育指導部 (現行のとおり)</p> <p>教育政策課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 教育委員会に関すること。</li> <li>2 教育行政の基本的な政策の企画及び調整に関すること。</li> <li>3 学校教育に係る支援の全体調整に関すること。</li> <li><u>4</u> <u>I C T教育の推進に関すること。</u></li> <li><u>5</u> 事務局の調整管理に関すること。</li> <li><u>6</u> 文書及び公印に関すること。</li> <li><u>7</u> 法規及び庁規に関すること。</li> </ol> <p>学力定着推進課</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 基礎学力定着の推進に関すること。</li> <li>2 区立学校経営の指導・支援に関すること。</li> <li>3 学力調査・分析及び学力定着施策・事業の実施に関すること。</li> <li><u>4</u> <u>エビデンスに基づく教育に関すること。</u></li> <li><u>5</u> <u>そだち指導員、教科指導専門員、英語教育アドバイザー及び英語教育スーパーバイザー</u>に関すること。</li> </ol> <p>教育指導課 (現行のとおり)</p> <p>就学前教育推進課 (現行のとおり)</p> <p>学校運営部</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 から 3 (現行のとおり)</li> </ol> <p><u>(削除)</u></p> <ol style="list-style-type: none"> <li><u>4</u> 児童・生徒の就学に関すること。</li> <li><u>5</u> 学校保健及び学校給食に関すること。</li> </ol> <p>学校支援課 (現行のとおり)</p> <p><u>学校施設管理課</u></p>

改正前	改正後
<p>1 <u>区立学校の施設更新計画及び維持管理に関すること。</u></p> <p>2 <u>区立学校の設備に関すること。</u></p> <p>3 <u>区立学校の改修等の設計及び工事に関すること。</u></p> <p>4 <u>区立学校の施設・設備の維持管理に関する指導・助言に関すること。</u></p> <p>5 <u>区立学校の設置及び廃止の事務に関すること。</u></p> <p>6 <u>区立学校の改築及び大規模改修の総合調整に関すること。</u></p> <p>7 <u>教育委員会（子ども家庭部を除く）の所管する教育財産の管理に関すること。</u></p> <p>学務課（省略）</p> <p>子ども家庭部（省略）</p> <p>子ども政策課（省略）</p> <p>子ども施設運営課（省略）</p> <p><u>（新設）</u></p> <p>子ども施設入園課（省略）</p> <p>青少年課（省略）</p> <p><u>待機児対策室長</u></p> <p>1 <u>保育定数の需要調整についての計画策定に関すること。</u></p> <p>2 <u>待機児童解消対策の調整に関すること。</u></p> <p>3 <u>保育施設等の整備に関すること。</u></p> <p>4 <u>保育士確保対策に関すること。</u></p> <p>5 <u>私立認可保育所に関すること。</u></p> <p><u>子ども施設整備課</u></p> <p>1 <u>保育施設等の整備に関すること。</u></p>	<p>1 <u>区立学校の設置及び廃止に関すること。</u></p> <p>2 <u>教育委員会（子ども家庭部を除く）の所管する教育財産の管理に関すること。</u></p> <p>3 <u>区立学校の所掌事項に関する契約のうち、教育長の権限に属するものに係る支出事務に関すること。</u></p> <p>4 <u>区立学校の適正配置に関すること。</u></p> <p>学務課（現行のとおり）</p> <p>子ども家庭部（現行のとおり）</p> <p>子ども政策課（現行のとおり）</p> <p>子ども施設運営課（現行のとおり）</p> <p><u>私立保育園課</u></p> <p>1 <u>私立認可保育所に関すること。</u></p> <p>2 <u>保育士確保・定着対策に関すること。</u></p> <p>3 <u>私立認可保育所の整備に関すること。</u></p> <p>子ども施設入園課（現行のとおり）</p> <p>青少年課（現行のとおり）</p> <p><u>（削除）</u></p>

改正前	改正後
<p><u>2 保育士確保対策に関すること。</u></p> <p><u>3 私立認可保育所に関すること。</u></p> <p><u>4 室長の担当事務の調整管理に関すること。</u></p> <p>(部長等の職及び職責)</p> <p>第4条 部に部長を置く。</p> <p><u>2 子ども家庭部に待機児対策室長を置く。</u></p> <p><u>3 部に参事を置くことができる。</u></p> <p><u>4 部長(第2項の室長を含む。以下同じ。)</u>は、教育長の命を受け、その事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</p> <p><u>5 参事は、部長を補佐し、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p>(課長等の職及び職責)</p> <p>第5条 (省略)</p> <p>(係長等の職及び職責)</p> <p>第6条 係に係長を置く。</p> <p>2 部長は、教育長の承認を得て、第2条第1項の課等に担当係長を置くことができる。</p> <p>3 部長は、教育長の承認を得て、第2条第2項の係(前項の担当係長を含む。以下この項及び第6項において同じ。)に主査を置くことができる。</p> <p>4 係長は、上司の命を受け、その係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>5 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>6 主査は、上司の命を受け、係の事務のうち専門的な事務等を処理する。</p>	<p>(部長等の職及び職責)</p> <p>第4条 部に部長を置く。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2 部に参事を置くことができる。</u></p> <p><u>3 部長は、教育長の命を受け、その事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p><u>4 参事は、部長を補佐し、担任の事務をつかさどり、所属職員を指揮監督する。</u></p> <p>(課長等の職及び職責)</p> <p>第5条 (現行のとおり)</p> <p>(係長等の職及び職責)</p> <p>第6条 係に係長を置く。</p> <p>2 部長は、教育長の承認を得て、第2条第1項の課に担当係長を置くことができる。</p> <p>3 部長は、教育長の承認を得て、第2条第2項の係(前項の担当係長を含む。以下この項及び第6項において同じ。)に主査を置くことができる。</p> <p>4 係長は、上司の命を受け、その係の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>5 担当係長は、上司の命を受け、担任の事務を処理し、所属職員を指揮監督する。</p> <p>6 主査は、上司の命を受け、係の事務のうち専門的な事務等を処理する。</p>

### 第 1 3 号議案

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則  
の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則  
の一部を改正する規則

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則（平成  
2 3 年足立区教育委員会規則第 1 7 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条の表を次のように改める。

所属	教育機関
地域学習活動に関すること。	副区長 地域のちから推 進部の職員
社会教育に関すること。	
生涯学習施設に関すること。	
文化財の保護に関すること。	
区立図書館に関すること。	
校舎その他の施設及び設備の整備に関する こと。	副区長 施設営繕部の職 員
教育委員会の所管に属する学校その他の 教育機関の用に供する財産の管理に関する こと。	

第 3 条第 1 項の表事務局事案決定規程により部長が決定する事案の  
項右欄中「地域のちから推進部長」を「地域のちから推進部長 施設営  
繕部長」に改め、同表事務局事案決定規程により課長が決定する事案の  
項右欄中「地域文化課長 生涯学習支援課長 スポーツ振興課長 中央

図書館長」を「地域文化課長 生涯学習支援課長 スポーツ振興課長 中央図書館長 中部地区建設課長 東部地区建設課長 西部地区建設課長」に改める。

付 則

この規則は、令和3年4月1日から施行する。

(提案理由)

学校運営部、資産管理部の組織改正に伴い、規定を整備する必要があるため、この規則案を提出いたします。

# 第 1 3 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課
内 容	<p><b>1 改正の理由</b>            資産管理部及び学校運営部の組織改正により、施設営繕部が新設される。これに伴い、施設営繕部が補助執行する教育委員会事務を新たに規定する必要があるため。</p> <p><b>2 主な改正内容</b>（詳細はP 1 2～1 5「新旧対照表」参照）</p> <p>（1）補助執行する事務と補助機関の追加（規則第 2 条）</p> <p style="margin-left: 20px;">ア 補助執行する事務に次の事務を加える。</p> <p style="margin-left: 40px;">（ア） 校舎その他の施設及び設備の整備に関すること。</p> <p style="margin-left: 40px;">（イ） 教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。</p> <p style="margin-left: 20px;">イ 補助執行する補助機関に次の職員を加える。</p> <p style="margin-left: 40px;">副区長、施設営繕部の職員</p> <p>（2）事案決定者の追加（規則第 3 条）</p> <p style="margin-left: 20px;">補助執行する事務に係る事案の決定者に次の職員を加える。</p> <p style="margin-left: 40px;">ア 施設営繕部長</p> <p style="margin-left: 40px;">イ 中部地区建設課長</p> <p style="margin-left: 40px;">ウ 東部地区建設課長</p> <p style="margin-left: 40px;">エ 西部地区建設課長</p> <p><b>3 施行年月日</b>            令和 3 年 4 月 1 日</p>
今 後 の 方 針	

足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則の一部を改正する規則新旧対照表（案）

改正前	改正後												
<p>○足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 平成23年3月31日教育委員会規則第17号</p> <p>改正</p> <p>平成27年3月13日教育委員会規則第5号 平成29年3月31日教育委員会規則第7号 平成30年3月13日教育委員会規則第3号 令和2年3月12日教育委員会規則第3号</p> <p>足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を公布する。</p> <p>足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づく足立区教育委員会（以下「委員会」という）の権限に属する事務の一部の補助執行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 (補助執行)</p> <p>第2条 委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる区長の補助機関たる職員に補助執行させるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="174 1114 1066 1342"> <tr> <td>地域学習活動に関すること。</td> <td rowspan="5">副区長 地域のちから推進部の職員</td> </tr> <tr> <td>社会教育に関すること。</td> </tr> <tr> <td>生涯学習施設に関すること。</td> </tr> <tr> <td>文化財の保護に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区立図書館に関すること。</td> </tr> </table>	地域学習活動に関すること。	副区長 地域のちから推進部の職員	社会教育に関すること。	生涯学習施設に関すること。	文化財の保護に関すること。	区立図書館に関すること。	<p>○足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 平成23年3月31日教育委員会規則第17号</p> <p>改正</p> <p>平成27年3月13日教育委員会規則第5号 平成29年3月31日教育委員会規則第7号 平成30年3月13日教育委員会規則第3号 令和2年3月12日教育委員会規則第3号</p> <p>足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則を公布する。</p> <p>足立区教育委員会の権限に属する事務の補助執行に関する規則 (趣旨)</p> <p>第1条 地方自治法（昭和22年法律第67号）第180条の7の規定に基づく足立区教育委員会（以下「委員会」という）の権限に属する事務の一部の補助執行については、別に定めるもののほか、この規則の定めるところによる。 (補助執行)</p> <p>第2条 委員会は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号）第21条に規定する教育委員会の権限に属する事務のうち、次の表の左欄に掲げる事務を、同表の右欄に掲げる区長の補助機関たる職員に補助執行させるものとする。</p> <table border="1" data-bbox="1171 1114 2063 1342"> <tr> <td>地域学習活動に関すること。</td> <td rowspan="5">副区長 地域のちから推進部の職員</td> </tr> <tr> <td>社会教育に関すること。</td> </tr> <tr> <td>生涯学習施設に関すること。</td> </tr> <tr> <td>文化財の保護に関すること。</td> </tr> <tr> <td>区立図書館に関すること。</td> </tr> </table>	地域学習活動に関すること。	副区長 地域のちから推進部の職員	社会教育に関すること。	生涯学習施設に関すること。	文化財の保護に関すること。	区立図書館に関すること。
地域学習活動に関すること。	副区長 地域のちから推進部の職員												
社会教育に関すること。													
生涯学習施設に関すること。													
文化財の保護に関すること。													
区立図書館に関すること。													
地域学習活動に関すること。	副区長 地域のちから推進部の職員												
社会教育に関すること。													
生涯学習施設に関すること。													
文化財の保護に関すること。													
区立図書館に関すること。													

改正前	改正後												
	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 169 1720 260"><u>校舎その他の施設及び設備の整備に関すること。</u></td> <td data-bbox="1729 169 2065 260">副区長 施設営繕部の職員</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 260 1720 399"><u>教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。</u></td> <td data-bbox="1729 260 2065 399">副区長 施設営繕部の職員</td> </tr> </table>	<u>校舎その他の施設及び設備の整備に関すること。</u>	副区長 施設営繕部の職員	<u>教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。</u>	副区長 施設営繕部の職員								
<u>校舎その他の施設及び設備の整備に関すること。</u>	副区長 施設営繕部の職員												
<u>教育委員会の所管に属する学校その他の教育機関の用に供する財産の管理に関すること。</u>	副区長 施設営繕部の職員												
<p>(事案の決定)</p> <p>第3条 前条に規定する補助執行させる事務における次の表の左欄に掲げる事案の決定は、同表右欄に定める者が行うものとする。</p>	<p>(事案の決定)</p> <p>第3条 前条に規定する補助執行させる事務における次の表の左欄に掲げる事案の決定は、同表右欄に定める者が行うものとする。</p>												
<table border="1"> <tr> <td data-bbox="174 531 725 715">足立区教育委員会事務局事案決定規程（昭和60年足立区教育委員会訓令甲第2号。以下「事務局事案決定規程」という。）により教育長が決定する事案</td> <td data-bbox="734 531 1061 715">副区長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 715 725 805">事務局事案決定規程により部長が決定する事案</td> <td data-bbox="734 715 1061 805">地域のちから推進部長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="174 805 725 1082">事務局事案決定規程により課長が決定する事案</td> <td data-bbox="734 805 1061 1082">地域文化課長 生涯学習支援課長 スポーツ振興課長 中央図書館長</td> </tr> </table>	足立区教育委員会事務局事案決定規程（昭和60年足立区教育委員会訓令甲第2号。以下「事務局事案決定規程」という。）により教育長が決定する事案	副区長	事務局事案決定規程により部長が決定する事案	地域のちから推進部長	事務局事案決定規程により課長が決定する事案	地域文化課長 生涯学習支援課長 スポーツ振興課長 中央図書館長	<table border="1"> <tr> <td data-bbox="1169 531 1720 715">足立区教育委員会事務局事案決定規程（昭和60年足立区教育委員会訓令甲第2号。以下「事務局事案決定規程」という。）により教育長が決定する事案</td> <td data-bbox="1729 531 2065 715">副区長</td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 715 1720 805">事務局事案決定規程により部長が決定する事案</td> <td data-bbox="1729 715 2065 805">地域のちから推進部長 <b>施設営繕部長</b></td> </tr> <tr> <td data-bbox="1169 805 1720 1082">事務局事案決定規程により課長が決定する事案</td> <td data-bbox="1729 805 2065 1082">地域文化課長 生涯学習支援課長 スポーツ振興課長 中央図書館長 <b>中部地区建設課長 東部地区建設課長 西部地区建設課長</b></td> </tr> </table>	足立区教育委員会事務局事案決定規程（昭和60年足立区教育委員会訓令甲第2号。以下「事務局事案決定規程」という。）により教育長が決定する事案	副区長	事務局事案決定規程により部長が決定する事案	地域のちから推進部長 <b>施設営繕部長</b>	事務局事案決定規程により課長が決定する事案	地域文化課長 生涯学習支援課長 スポーツ振興課長 中央図書館長 <b>中部地区建設課長 東部地区建設課長 西部地区建設課長</b>
足立区教育委員会事務局事案決定規程（昭和60年足立区教育委員会訓令甲第2号。以下「事務局事案決定規程」という。）により教育長が決定する事案	副区長												
事務局事案決定規程により部長が決定する事案	地域のちから推進部長												
事務局事案決定規程により課長が決定する事案	地域文化課長 生涯学習支援課長 スポーツ振興課長 中央図書館長												
足立区教育委員会事務局事案決定規程（昭和60年足立区教育委員会訓令甲第2号。以下「事務局事案決定規程」という。）により教育長が決定する事案	副区長												
事務局事案決定規程により部長が決定する事案	地域のちから推進部長 <b>施設営繕部長</b>												
事務局事案決定規程により課長が決定する事案	地域文化課長 生涯学習支援課長 スポーツ振興課長 中央図書館長 <b>中部地区建設課長 東部地区建設課長 西部地区建設課長</b>												
<p>2 前項の規定による事案の決定は、足立区事案決定規程（昭和60年足立区訓令甲第4号）の例による。</p>	<p>2 前項の規定による事案の決定は、足立区事案決定規程（昭和60年足立区訓令甲第4号）の例による。</p>												
<p>3 前条に規定する補助執行させる事務に関して、事務局事案決定規程により委員会の議決事案とされているものについて委員会に議案を提出し、又は委員会に報告すべき事件その他の案件について決定するに当たっては、次の表の左欄に掲げる事案の区分に応じ、同表の中欄に掲げる者に、同表</p>	<p>3 前条に規定する補助執行させる事務に関して、事務局事案決定規程により委員会の議決事案とされているものについて委員会に議案を提出し、又は委員会に報告すべき事件その他の案件について決定するに当たっては、次の表の左欄に掲げる事案の区分に応じ、同表の中欄に掲げる者に、同表</p>												

改正前

の右欄に掲げる決定関与を行わせなければならない。

委員会の議決事案とされているものについて委員会に議案を提出すること。	教育長	審議
	教育指導部長 教育政策課長	協議
委員会に報告すべき事件その他の案件について決定すること。	教育指導部長 教育政策課長	協議

(教育機関等の組織)

第4条 補助執行させる事務に係る教育機関の組織上の所属は、次のとおりとする。

所属	教育機関
地域のちから推進部	地域文化課
	郷土博物館 こども未来創造館
	生涯学習支援課
	生涯学習センター 地域学習センター
	中央図書館

付 則

(施行期日)

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
(足立区社会教育委員会議規則の一部改正)
- 足立区社会教育委員会議規則(昭和54年足立区教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
(足立区文化財保護条例施行規則の一部改正)
- 足立区文化財保護条例施行規則(昭和56年足立区教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

改正後

の右欄に掲げる決定関与を行わせなければならない。

委員会の議決事案とされているものについて委員会に議案を提出すること。	教育長	審議
	教育指導部長 教育政策課長	協議
委員会に報告すべき事件その他の案件について決定すること。	教育指導部長 教育政策課長	協議

(教育機関等の組織)

第4条 補助執行させる事務に係る教育機関の組織上の所属は、次のとおりとする。

所属	教育機関
地域のちから推進部	地域文化課
	郷土博物館 こども未来創造館
	生涯学習支援課
	生涯学習センター 地域学習センター
	中央図書館

付 則

(施行期日)

- この規則は、平成23年4月1日から施行する。  
(足立区社会教育委員会議規則の一部改正)
- 足立区社会教育委員会議規則(昭和54年足立区教育委員会規則第8号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)  
(足立区文化財保護条例施行規則の一部改正)
- 足立区文化財保護条例施行規則(昭和56年足立区教育委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。  
(次のよう略)

改正前	改正後
<p>(足立区生涯学習センター条例施行規則の一部改正)</p> <p>4 足立区生涯学習センター条例施行規則(平成12年足立区教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(次のよう略)</p> <p>(足立区地域学習センター条例施行規則の一部改正)</p> <p>5 足立区地域学習センター条例施行規則(平成13年足立区教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(次のよう略)</p> <p>付 則(平成27年3月13日教委規則第5号)</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>付 則(平成29年3月31日教委規則第7号)</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>付 則(平成30年3月13日教委規則第3号抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>付 則(令和2年3月12日教委規則第3号)</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>	<p>(足立区生涯学習センター条例施行規則の一部改正)</p> <p>4 足立区生涯学習センター条例施行規則(平成12年足立区教育委員会規則第12号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(次のよう略)</p> <p>(足立区地域学習センター条例施行規則の一部改正)</p> <p>5 足立区地域学習センター条例施行規則(平成13年足立区教育委員会規則第17号)の一部を次のように改正する。</p> <p>(次のよう略)</p> <p>付 則(平成27年3月13日教委規則第5号)</p> <p>この規則は、平成27年4月1日から施行する。</p> <p>付 則(平成29年3月31日教委規則第7号)</p> <p>この規則は、平成29年4月1日から施行する。</p> <p>付 則(平成30年3月13日教委規則第3号抄)</p> <p>(施行期日)</p> <p>1 この規則は、平成30年4月1日から施行する。</p> <p>付 則(令和2年3月12日教委規則第3号)</p> <p>この規則は、令和2年4月1日から施行する。</p>

第 1 4 号議案

足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 3 1 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定 野 司

足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則

足立区教育委員会公印規程（昭和 4 4 年足立区教育委員会規則第 2 号）  
の一部を次のように改正する。

別表第 1 足立区教育委員会印の部 2 の 5 の項管守者の欄中

「

子ども施設整備課長
子ども施設運営課長

」を「

子ども施設運営課長
私立保育園課長

」に改める。

付 則

この規則は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。

（提案理由）

教育委員会事務局の組織の改正に伴い、規定を整備する必要があるの  
で、この規則案を提出いたします。

# 第 1 4 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 3 月 3 1 日

件 名	足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則						
所 管 部 課 名	教育指導部教育政策課						
内 容	<p><b>1 改正の理由</b> 教育委員会事務局の組織改正に伴い、足立区教育委員会公印規程の一部を改正する。</p> <p><b>2 主な改正内容</b>（詳細はP 1 8の「新旧対照表」参照。） 子ども家庭部の組織改正により、子ども施設整備課が廃止され、私立保育園課が新設されたことに伴い、別表第1に規定する保育事務専用印の管守者を変更する。</p> <table style="margin-left: auto; margin-right: auto; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">子ども施設整備課長</td> <td style="padding: 0 10px;">→</td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">子ども施設運営課長</td> </tr> <tr> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">子ども施設運営課長</td> <td></td> <td style="border: 1px solid black; padding: 2px 10px;">私立保育園課長</td> </tr> </table> <p><b>3 施行年月日</b> 令和3年4月1日から施行する。</p>	子ども施設整備課長	→	子ども施設運営課長	子ども施設運営課長		私立保育園課長
子ども施設整備課長	→	子ども施設運営課長					
子ども施設運営課長		私立保育園課長					
今後の方針							

足立区教育委員会公印規程の一部を改正する規則 新旧対照表（案）

改正前						改正後					
第1条～第17条（略）						第1条～第17条（略）					
別表第1（第2条関係）						別表第1（第2条関係）					
<b>付 則</b>						<b>この規則は、令和3年4月1日から施行する。</b>					
名称	番号	書体	寸法	用途	管守者	名称	番号	書体	寸法	用途	管守者
足立区教育委員会印	1	てん書	方 30耗	一般文書	教育政策課長	足立区教育委員会印	1	てん書	方 30耗	一般文書	教育政策課長
	2	同	方 60耗	職記用	同		2	同	方 60耗	職記用	同
	2の2	同	方 10.5耗	証明書その他	同		2の2	同	方 10.5耗	証明書その他	同
	2の3	同	方 30耗	電子計算機事務専用	同		2の3	同	方 30耗	電子計算機事務専用	同
	2の5	同	方 30耗	保育事務専用	子ども施設整備課長		2の5	同	方 30耗	保育事務専用	子ども施設 運営課長
					子ども施設 運営課長						私立保育園 課長
					子ども施設 入園課長						子ども施設 入園課長

## 第 15 号議案

令和 2 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行  
の状況の点検及び評価について

上記の議案を提出する。

令和 3 年 3 月 31 日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

令和 2 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行  
の状況の点検及び評価について

令和 2 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状  
況の点検及び評価について、別添報告書のとおりとする。

### 記

(提案理由)

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 26 条の規定に基づき、  
教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況について点検及び  
評価を行う必要があるので、この案を提出いたします。

# 第 1 5 号 議 案 説 明 資 料

令和 3 年 3 月 3 1 日

件 名	令和 2 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価について
所管部課名	教育指導部教育政策課 こども支援センターげんき教育相談課
内 容	<p>地方教育行政の組織及び運営に関する法律第 2 6 条の規定に基づき、令和 2 年度足立区教育委員会の権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価を実施し、その結果を報告書（別添資料 1）として作成したので、これを議決に付す。</p> <p><b>1 点検・評価の概要</b></p> <p><b>(1) 教育委員による点検・評価</b></p> <p>ア テーマ：不登校対策支援事業（所管課：教育相談課） 教育委員が不登校対策支援事業の現場に赴き、それらの取り組みを点検し、今後の事業展開や見直しに反映させる。</p> <p>イ 点検対象事業 ①特例課程教室あすステップ、②チャレンジ学級（適応指導教室）、③NPOと連携した学習・居場所支援</p> <p>ウ 主な意見ー今後、改善すべき課題や問題点に関する意見・要望ー</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 今回の 3 事業について、より一層の事業活用、児童・生徒の学校復帰・ステップアップのために、これまで以上に学校と連携していくべきである。</li> <li>・ 通うのに不便な地域もあるので、実施場所を増やすなどの対応をすべきである。</li> <li>・ 多くの教員が不登校を予測できる技能を学ぶ必要がある。</li> <li>・ 今後、ICTを活用した支援や家庭学習支援などのアウトリーチ事業の拡充に期待したい。</li> </ul> <p><b>(2) 評価委員会による評価</b></p> <p>ア 対象事業 教育委員会所管の重点プロジェクト事業 7 事業と一般事務事業 1 事業</p> <p>イ 評価結果</p> <p>(ア) 重点プロジェクト事業 [全体評価] 7 事業の平均値で 5 段階中約 4. 1 と、概ね良好の評価を得た。 [個別評価] いくつかの事業で特に目標の達成度に改善の余地を残すものの、概ね良好の評価を得た。</p> <p>(イ) 一般事務事業（青少年対象の事業および指導者の育成・支援事業） 予算計上の妥当性が C と評価され、事業の見直しを求められた。</p>
今後の方針	直近の文教委員会へ報告後、区ホームページにて区民に公表する。

第16号議案

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について  
上記の議案を提出する。

令和3年3月31日

提出者 足立区教育委員会教育長 定野 司

足立区教育委員会事務局幹部職員の人事について  
足立区教育委員会事務局幹部職員の人事を下記のとおり発令する。

記

1 発令年月日 令和3年4月1日

(部長級)

氏名 荒井 広 幸

職層名 参 事

発令内容 教育指導部就学前教育推進課長事務取扱を命ずる

氏名 川 口 弘

職層名 参 事

発令内容 学校運営部長を命ずる

氏名 上遠野 葉 子

職層名 参 事

発令内容 子ども家庭部長を命ずる

氏名 橋 本 太 郎

職層名 参 事

発令内容 子ども家庭部こども支援センターげんき所長を命ずる

(課長級)

氏 名 八 尋 崇  
職 層 名 副 参 事  
発 令 内 容 教 育 指 導 部 教 育 指 導 課 長 を 命 ず る

氏 名 浅 見 壽 和  
職 層 名 副 参 事  
発 令 内 容 学 校 運 営 部 学 校 施 設 管 理 課 長 を 命 ず る

氏 名 飯 塚 尚 美  
職 層 名 副 参 事  
発 令 内 容 学 校 運 営 部 学 務 課 長 を 命 ず る  
学 校 運 営 部 副 参 事 ( お い し い 給 食 担 当 ) 兼 務 を 命 ず る

氏 名 櫻 井 健  
職 層 名 副 参 事  
発 令 内 容 子 ど も 家 庭 部 私 立 保 育 園 課 長 を 命 ず る  
子 ど も 家 庭 部 副 参 事 ( 待 機 児 ゼ ロ 対 策 担 当 ) 兼 務 を 命 ず る

2 発 令 年 月 日 令 和 3 年 3 月 3 1 日

(部長級)

氏 名 本 岡 寛 子  
職 層 名 参 事  
発 令 内 容 教 育 指 導 部 参 事 ( 教 育 改 革 担 当 ) を 免 ず る  
教 育 指 導 部 就 学 前 教 育 推 進 課 長 事 務 取 扱 を 解 く  
教 育 指 導 部 参 事 ( 教 育 改 革 担 当 ) 付 副 参 事 ( 教 育 改 革 担 当 ) 事 務 取 扱 を 解 く

氏 名 官 本 博 之  
職 層 名 参 事  
発令内容 学校運営部長を免ずる  
学校運営部副参事（学校適正配置担当）事務取扱を解  
く

氏 名 田 中 靖 夫  
職 層 名 参 事  
発令内容 学校運営部参事（学校改築担当）を免ずる  
学校運営部参事（学校改築担当）付副参事（学校改築  
担当）事務取扱を解く

氏 名 松 野 美 幸  
職 層 名 参 事  
発令内容 子ども家庭部長を免ずる

（課長級）

氏 名 吉 川 正  
職 層 名 副参事  
発令内容 教育指導部教育指導課長を免ずる

氏 名 臺 富士夫  
職 層 名 副参事  
発令内容 学校運営部学校施設課長を免ずる

氏 名 半 貫 陽 子  
職 層 名 副参事

発令内容      学校運営部学務課長を免ずる  
                 学校運営部副参事（おいしい給食担当）兼務を解く

（提案理由）

令和3年4月1日付の区長部局幹部職員の人事異動等に伴い、教育委員会事務局幹部職員の人事異動を行う必要があるので、この案を提出いたします。